

職員の懲戒処分について

長岡市では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

| | 被処分者役職等 | 処分対象事案 | 処分内容 | 備考 |
|-----|--------------------|--------|-----------------|-------|
| (1) | 課長 (男性・50歳代) | 窃盗 | 停職6か月 | 教育委員会 |
| (2) | 係長 (男性・40歳代) | 痴漢行為 | 減給10分の1・ 1か月 | (注) |
| (3) | 消防副士長 (男性・20歳代) | 人身事故 | 戒告 | 消防本部 |

(注) 個人が特定されるおそれがあるため、所属部署の公表は差し控えていただきます。

2 処分対象事案の概要

(1) 当該職員は、令和6年6月2日(日曜日)午前10時45分頃、公務外に長岡市内のスーパーにて総菜6点(約3,000円相当)をレジを通さず店外に持ち出したところ、警備員に確保され、警察に通報されました。

本人への聴取の結果、その行為を認めるとともに、同様の行為を同じ店舗で3月にも行っていたことを認めました。

(2) 当該職員は、令和5年12月12日(火曜日)、休暇中に電車内において、酒に酔った状態で、隣に座る女性の脚部に手の甲が触れる痴漢行為を行ったとして、新潟県迷惑行為防止条例違反の疑いで任意の捜査を受けました。

本人はその行為を認め、相手方と示談が成立し、令和6年3月27日に不起訴処分となりました。

(3) 当該職員は、令和3年11月4日(木曜日)、私用で市内の市道を自家用車で走行中、県道との交差点において、道路標識に従い一時停止後に発進したものの、安全確認不十分のまま進行したことにより、左方道路から進行してきた普通乗用車と衝突し、同車の運転者に骨折等の傷害を負わせ、令和4年2月15日付けで略式命令を受けました。

このたび人身傷害に係る相手方との示談が成立しました。

3 処分年月日

令和6年6月19日

4 市長のコメント

このたび、市職員がこのような不祥事を起こしたことは、長岡市政全体に対する重大な信用失墜行為であり、誠に遺憾であります。市民の皆様の市政に対する信頼を著しく裏切ったことを深くお詫び申し上げます。

長岡市として、再発防止に向け、全職員に対して改めて綱紀の粛正及び服務規律の確保を徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。